

第 1 回再生・保全小委員会報告

1. 日時 平成 17 年 1 月 8 日 (土) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 40 分

2. 場所 所沢市役所 8 階大会議室

3. 出席者数 45 人

4. 意見概要

(1) 全体構想について

・ 12 月中に行われた地権者説明会で、くぬぎ山地区の 120ha に特別緑地保全地区を指定する案が提示されたと聞いたが、152.4ha 全体を再生保全していくべきだとの意見があった。

これに対し、県から、くぬぎ山地区自然再生協議会が全体構想等を検討する区域は 152.4ha であり、この区域について再生保全していくということには間違いはないとの説明があった。

・ 「特別緑地保全地区」の指定区域の件は都市計画の案件として、協議会とは切り離して考える。くぬぎ山の自然再生の対象区域は 152.4ha。それに対してどういう手法が取れるかについて県が取り組んでいるものとして理解することとする。

(2) 課題について

・ 再生を検討するにあたっては、くぬぎ山地区内の廃棄物処理施設の移転については、難しい問題であり、簡単に結論が出る問題ではない。

・ 農業と切り離された現在のヤマの管理には、経済的価値が伴わない。くぬぎ山のほとんどが民有地であるにもかかわらず、議論の中では私有財産であることに対する配慮が抜け落ちているとの意見があった。

・ 樹林の改変の進行や平地林の荒廃には相続税など、土地の制度的な問題や農業の継承のことといった、色々な背景があるということが抜けていて、ヤマのことだけしか書かれていない。これらも課題として整理することを求めた。

(3) 目標について

・ かなり広域であるくぬぎ山の全てを、二次林として管理し再生していくのかどうかということをもっときちんと議論すべきである。例えば農用林として活用する区域、自然的に保全する区域、都市住民が利用する区域等、全体と

してどうするのかという観点が必要という意見があった。

- ・三富地域に関する記述について、くぬぎ山地区の保全に向けた規制等が周辺に影響を及ぼすおそれがあるとして削除を求める意見と、三富新田が世界遺産や文化財保護の候補地であることから、象徴としてくぬぎ山を保全していくという位置づけにすべきとの意見があった。三富とくぬぎ山の位置づけについて整理することを求めた。